

群馬県立女子大学大学院学則第10条第3項第4号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について

学 長 決 定
平成30年4月1日

群馬県立女子大学大学院学則第10条第3項第4号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」については、以下のとおりとする。

- 1 研究科に係る規程の制定または改廃に関する事項
- 2 研究科にかかる予算編成に関する事項
- 3 研究科に係る教育課程の編成に関する事項
- 4 研究科の学生の厚生及び補導に関する事項
- 5 研究科の学生の学位の取消し
- 6 研究科の学生の在籍及び学修に関する事項
 - ①休学(復学)の許可
 - ②退学・転学の許可
 - ③留学の許可
 - ④除籍
 - ⑤表彰
 - ⑥懲戒
 - ⑦派遣学生（他の大学院等における授業科目の履修）の派遣の許可及び許可の取消し
 - ⑧聴講生の聴講の許可及び許可の取消し並びに聴講期間延長の許可
 - ⑨特別聴講生の聴講の許可及び許可の取消し
 - ⑩科目等履修生の履修の許可及び許可の取消し並びに履修期間延長の許可
 - ⑪研究生の研究の許可及び許可の取消し並びに研究期間延長の許可
 - ⑫教育方法の特例措置の適用可否の決定
 - ⑬外国人留学生の決定